

## 中部運輸局

平成30年7月23日14時00分発表

連絡先  
国土交通省中部運輸局自動車交通部  
自動車監査官 岡田、大石  
TEL 052-952-8038  
国土交通省中部運輸局三重運輸支局  
輸送監査担当 久世、北口  
TEL 059-234-8413

同時発表：三重県政記者クラブ

## 乗合バス事業者に車両使用停止処分

平成30年4月18日に三重運輸支局が三重交通株式会社の伊勢営業所を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

## 記

- 行政処分事業者及び営業所  
事業者名：三重交通 株式会社（代表取締役社長 雲井 敬）  
住 所：三重県津市中央1番1号  
営 業 所：伊勢営業所（三重県伊勢市神田久志本町1500番地1）
- 行政処分書を交付した日時及び交付場所  
平成30年7月23日（月）午前10時  
中部運輸局 三重運輸支局（支局長：後藤 武夫）  
三重県津市雲出長常町字六ノ割1190-9
- 行政処分の内容  
事業用自動車の使用停止 10日間（1両×10日間）
- 監査実施の端緒  
平成30年4月14日に三重県伊勢市で発生した『路線バスが石灯籠に接触、落下した石灯籠の上部が歩道にいた男性の頭部に直撃し死亡させる事故』を惹起したことから、監査を実施した。
- 違反内容及び違反条項  
主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
- 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況  
当該行政処分等により付された違反点数 1点  
当該事業者の累積違反点数 3点